高等学校等就学支援金について認定通知を受け取った保護者の皆様へ

①「収入状況」の届出及び

申請期限:7月15日

②「高校生等臨時支援金(※)」の認定申請をお願いします。

今回、高等学校等就学支援金の認定通知(4月~6月分)をお渡ししましたが、7月以降も、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けるためには、<u>令和6年</u>の所得に基づく「収入状況」の届出が必要です。

また、この「収入状況」の届出に基づく審査の結果、認定とならなかった場合には高校 生等臨時支援金から授業料が支給されますので、**全員の方**が申請画面において、高校生 等臨時支援金の申請もお願いいたします。

(「収入状況届出」の手続き完了後の画面に、高校生等臨時支援金のボタンが表示されます。詳しくは別添マニュアルをご確認ください。)

申請方法と提出物について

- 〇原則として、スマートフォン等を使った e-Shien によるオンライン手続きになります。
- 〇申請には<u>保護者(親権者等)全員の令和7年度課税証明書が必要</u>です。<u>収入がない方</u> <u>(専業主婦等)も含め、全員分</u>をご用意ください。別添案内をお持ちの上、お住まいの市 町村役場で取得してください。
- 〇課税証明書は別添封筒に入れ、7月18日(金)までにホームルーム担任へご提出ください。
- ※お住まいの市町村によってはマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで課税証明書を取得することができます。

(※) 臨時支援金について(令和7年度限り)

この制度は、所得制限(世帯年収目安約 910 万円以上※※)により高等学校等就学支援金を受給していない生徒を対象に、高校生等臨時支援金を支給し、高校の授業料が実質無償化される制度です。

※※ 世帯年収の目安は、文部科学省の試算によるものです。給与収入のみの 4 人世帯(両親のうち、どちらか一方が働き、高校生 1 人、中学生 1 人の子供がいる世帯)をモデルとしています。

ご質問等お問い合わせ先について

〇e-Shien による申請方法や提出方法について

※公立高校の就学支援金制度については、山梨県教育庁高校教育課へ

お問い合わせください。(LL: 055-223-1769)